

報酬付与の申立てについて

東京家庭裁判所

東京家庭裁判所立川支部

はじめに

報酬を受け取るためには、後見人等から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをしていただき、審判を得る必要があります。

申立てに当たって必要なもの

☐ 申立書 ☐ 収入印紙 800円（申立書に貼付） ☐ 郵便切手 80円
（添付書類）

☐ 報酬付与申立事情説明書 ☐ 後見等（監督）事務報告書 ☐ 財産目録

☐ 預貯金通帳の写し等 ☐ 付加報酬を求める場合の資料（下記2(3)参照）

※ 裁判所から上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

記載方法等

1 申立書について

この申立書は、審判を作成するに当たり、審判の主文を申立書に付記する方式に対応するものとなっています。太枠内に記載してください。

パソコン等で書式設定する場合には、申立人欄の位置については、申立書に薄い字で記載してある書式設定をお願いいたします。裁判所使用欄以下の主文の表示もこの書式のとおりに不動文字で記載していただくことをお願いいたします。

なお、申立書の裁判所使用欄は家庭裁判所が審判を記載する欄ですので、この欄に日付、金額等の内容の記載、チェックはしないでください。

2 申立事情説明書について

(1) 管理する財産額

財産目録記載の預貯金等と株等（保険は除く。）の額を記載した上、総額を記載してください。

(2) 報告対象期間の収支

報告対象期間の始期と終期にチェックし、その間の収支を記載してください。

(3) 付加報酬について

付加報酬を求めない場合は、「☐求めない」にチェックをしてください。

付加報酬を求める場合は、「☐求める」にチェックして、該当項目に金額を記載し、資料を添付してください。

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、「☐⑥その他」にチェックして、その事情を別紙で記載してください。

3 報酬付与申立ての時期について

報酬付与申立てをする場合は、後見等事務報告を行う時期にあわせて行ってください。